

社会福祉法人尼崎市社会福祉協議会 行動計画

社員がその能力を發揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和7年4月1日～令和12年3月31日までの5年
2. 内容

目標1：計画期間内に、育児休業の取得率を次の水準以上にする。

男性職員・・・取得率を80%以上にする

女性職員・・・取得率を80%以上にする

<対策>

- 令和7年 4月～ 各職場における休業者の業務カバー体制の検討・実施

目標2：令和10年3月までに、職員（フルタイム勤務）全員の所定外労働時間を、1人当たり年間120時間未満とする。

<対策>

- 令和7年 4月～ 所定外労働の原因の分析等を行う
- 令和7年10月～ 各部署における問題点の検討
- 各年 10月～ 各部署へ所定外労働時間状況の中間報告

目標3：年次有給休暇の取得を促進する。

<対策>

- 令和7年 4月～ 前年度取得状況を把握する
- 令和7年 7月～ 年次有給休暇の取得促進目標を検討する
(取得平均日数・取得平均%、前年プラス〇日、等)
- 各年 10月 各部署において年次有給休暇の取得状況をとりまとめ、下半期の有給休暇取得予定を立てる。